別冊 3

٦Ł	700 -	300	
		7	

- ① 広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえた対策の強化(土砂災害防止法改正、中央防災会議土砂災害対策検討WG報告)
- ② 御嶽山噴火災害により得た教訓を踏まえた火山災害への対策の強化(中央防災会議火山防災対策推進WG報告)
- ③ 政府の危機管理組織の在り方に係る関係副大臣会合最終報告等を踏まえた複合災害に係る対策の強化
- ④ 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善
- ⑤ 実施主体の明確化や重複する記載の整理等

凡例

○:流山市に影響あり (記載済みかは不明)

△:影響するか要検討

×:影響なし

主な修正項目

- ① 土砂災害への対策の強化 ○
- 1. 土砂災害の危険性のある区域の明示等 **(**
- 基礎調査を実施し、その結果を公表
- 調査結果の公表に当たって、警戒区域等に相当する区域を明示 等
- 2. 土砂災害警戒情報の活用 ×
- 土砂災害警戒情報、これを補足する情報(メッシュ情報)等を活用した 避難勧告の発令範囲の設定 等
- 3. 避難準備情報の活用 〇
- 〇 避難準備情報の発令による自主的な避難の促進 等
- 4. 適時適切な避難行動等 〇
- 〇 災害に適した指定緊急避難場所へ避難すべきことを周知 等
- ② 火山災害への対策の強化 × 千葉県内は火山が存在しないため修正なし
- 1. 火山防災情報の伝達体制の強化
- 火山防災情報の登山者への情報伝達手段を多様化
- 噴火警戒レベルの引上げ等の基準の精査・公表 等
- 2. 火山噴火からの適切な避難方策等の検討
- 退避壕・退避舎等の必要性を検討し、整備を推進
- 登山届の必要性を検討し、火山地域内で一体的に運用 等
- 3. 火山防災教育や火山に関する知識の普及
- 登山者等に対する防災知識の普及啓発や訓練の実施 等
- 4. 火山研究体制の強化・火山研究者の育成
- 火山研究人材の確保・育成のための人材育成プログラムの構築 等
- 5. 火山監視・観測体制の強化
- 〇 水蒸気噴火の兆候等の観測や研究等に努め、火山観測体制を充実等

③ 複合災害への対策の強化

X

- 1. 緊急災害対策本部と原子力災害対策本部の情報収集の一元化
- 両本部は相互に情報連絡要員を派遣、システムを相互利用
- 2. 両本部の意思決定の一元化
- 〇 両本部の合同会議を開催

者支援を一元的に実施

原子力災害対策指針等の改正に伴う所用の修正 であり、主に原子力規制委員会、原子力事業者、 指定行政機関、指定公共機関、関係市町村等の 修正のため。対象外

- 原子力災害対策本部は、緊急災害対策本部に対して放射線防護対策 に関する助言・支援を実施等
- ④ 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善
- 1. 実動組織間の調整 × 国及び関係機関の責務の修正により修正なし
- 警察・消防・自衛隊等において合同調整所を設置
- 現対本部と地方公共団体の災対本部間の合同会議による情報共有等
- 2. 重要情報の集約・調整 × 地域防災計画に反映済みのため修正なし
- 〇 都道府県による人的被害者数の一元的な集約 等
- 3. その他 × 離島・へき地・火山対策等のため修正なし
- 航空機を最も有効に活用するための運用調整の実施
- 〇 応援部隊の投入のための道路交通規制等に関する総合調整の実施
- 災害時のヘリコプターの利用(ドクターヘリを含む)について予め協議
- 〇 原子力災害対策指針の改正に伴う所要の修正 等
- ⑤ 実施主体の明確化等 ○
- 1. 各対策に関する具体的な実施主体の明確化 〇

1

防災基本計画(平成27年7月)の修正項目一覧表

1 土砂災害への対策強化

趣旨

- (1) 土砂災害の危険性のある区域の明示等…広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえた対策の強化を追加する
- (2) 土砂災害警戒情報の活用…広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえた対策の強化であるが修正項目なし
- (3) 避難準備情報の活用…住民への避難誘導体制、風水害に関する警報等の伝達、災害の拡大防止と二次災害の防止活動対策の強化を追加する
- (4) 適時適切な避難行動等…避難の受け入れ体制及び情報提供活動対策の強化を追加する

5 実施主体の明確化等

趣旨

(1) 各対策に関する具体的な実施主体の明確化…市の責務規定が明確となった。これに伴い市の各対応を追加する

土砂災害の危険性のある区域の明示等(1)(〇)

趣旨

広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえた対策の強化(要修正) 風水害に強いまちづくりのソフト・ハードの整備

修正前

防災基本計画 第5編 風水害対策編 第1節 風水害に強い国 づくり. まちづ くり 2 風水害に強い まちづくり P126 (H27.7修正)

(1) 風水害に強いまちの形成

- (1) 風水害に強いまちの形成
- ・市町村は,市町村地域防災計画において,土砂災害警戒区域内に主として高齢者・市町村は,市町村地域防災計画において,土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそ が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。
- 等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難れがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるもの とする。名称及び所在地を定めた施設については、市町村は、市町村地域防災計画において、当該施設 <u>の所有者又は管理者に対する</u>土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

修正後

・土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき・土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、土砂災害に関する 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域に情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難 おける円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらを確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の の事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。 必要な措置を講じるものとする。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域に ついても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

1-1 土砂災害の危険性のある区域の明示等(2)(O)

趣旨

広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえた対策の強化(要修正) 風水害に強いまちづくりのソフト・ハードの整備

修正前

修正後

千葉県 地域防災計画

防災拠点施設等の浸水防止機能確保の項目について不明

第2編地震·津波編

第2章 災害予防計画

第7節 土砂災害等予防対策

(2) 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

市町村は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災 害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるととも に、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める ものとする。

また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする

第3編風水害等編

第3節 土砂災害予防対策

- 1 土砂災害防止法に基づく対策の推進(県土整備部)
- (3) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

ア 土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域」は、土砂災害が発生した場合には、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市町村の長の意見を聴いた上で指定する。

イ 土砂災害特別警戒区域

「土砂災害特別警戒区域」は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市町村の長の意見を聴いた上で指定する。

(4) 土砂災害警戒区域等における危険回避のためのソフト対策

ア 土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう警戒避難体制の整備を図る。

イ 居室を有する建築物は、想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかど うか建築確認を行う。

ウ 住宅宅地分譲や、要配慮者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったもの に限って許可する。

1-1 土砂災害の危険性のある区域の明示等(3)(O)

趣旨

広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえた対策の強化(要修正) 風水害に強いまちづくりのソフト・ハードの整備

修正前

修正後

流山市 地域防災計画 風水害等編 風-2-24

務所

風-2-24 防災危機管理課 道路管理課 消防防災課 県東葛飾土木事 風水害等編

第2章 災害予防計画 第3 節 土砂災害予防計画

3 急傾斜地の指定及び指定基準の概要

第2 警戒避難体制の整備

(1) 危険箇所の周知

市は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、危険箇所マップの作成、広報誌、パンフレットの配布、説明会の開催、更には現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて一般への周知に努めるものとする。

(3) 警戒体制の確立

土砂災害は、地震発生後、時間をおいて発生することもあり、危険度の高い斜面を中心に、危険な徴候がないか警戒することが重要である。したがって、平常時から危険と思われる斜面の監視体制や通信手段等を確立しておくものとする。

また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

(5) 警戒・避難・救護等緊急対策に関する体制整備

市は、土砂災害の発生に対し、警戒、避難、救護等が円滑に実施できるよう、次のような措置により体制の強化を図るものとする。

ア 危険箇所周辺地域の実情に即した警戒、避難誘導、救護の方法を明確化し、住民への周知徹底を図るものとする。

イ 個々の危険箇所について、地域の実情に応じた避難場所及び避難路の確保、整備を図るものとする。

ウ 災害時における指揮命令伝達体制、情報収集伝達体制、及び職員の動員配備体制等の点検整備を図るものとする。

工 自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の伝達、地区の情報収集等の防災活動を行うものとする。

風水害等編

第2章 災害予防計画

第3 節 土砂災害予防計画

3 急傾斜地の指定及び指定基準の概要

第2 警戒避難体制の整備

(1) 危険箇所の周知

市は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、<u>情報の伝達方法、</u> <u>避難場所及び避難経路等を記載した</u>危険箇所マップの作成、広報誌、パンフレットの配布、説明会の開催、更には現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて一般への周知に努めるものとする。

オ 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設について、市は地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

※ 地震災害対策編と同内容のため、スリム化する方針です

広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえた対策の強化(要修正) 風水害に強いまちづくりのソフト・ハードの整備

修正前

修正後

流山市 地域防災計画 地震災害対策 地-2-16 防災危機管理課 道路管理課 宅地課 消防防災課 県東葛飾土木事 務所

地震災害対策編

第2章 災害予防計画第2節 地盤災害予防計画

- 2 警戒避難体制の整備
- (3) 警戒体制の確立

土砂災害は、地震発生後、時間をおいて発生することもあり、危険度の高い斜面を中心に、危険な徴候がないか警戒することが重要である。したがって、平常時から危険と思われる斜面の監視体制や通信手段等を確立しておくものとする。

また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

(5) 警戒・避難・救護等緊急対策に関する体制整備

市は、土砂災害の発生に対し、警戒、避難、救護等が円滑に実施できるよう、次のような措置により体制の強化を図るものとする。

ア 危険箇所周辺地域の実情に即した警戒、避難誘導、救護の方法を明確化し、住民への周知徹底を図るものとする。

イ 個々の危険箇所について、地域の実情に応じた避難場所及び避難路の確保、 整備を図るものとする。

ウ 災害時における指揮命令伝達体制、情報収集伝達体制、及び職員の動員配 備体制等の点検整備を図るものとする。

エ 自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の伝達、地区の情報収集等の防災活動を行うものとする。

3 防災知識の普及・啓発

市は、住民に対し広報紙、パンフレット等多様な手段により土砂災害に関する知識の普及と防災意識の高揚を図るものとする。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、災害発生時における応急対策の迅速・円滑化を図るため、各種防災訓練の実施に努めるものとする。

地震災害対策編 地-2-16 防災危機管理課 道路管理課 宅地課 消防防災課 県東葛飾土木事

務所

地震災害対策編

第2 節 地盤災害予防計画

第1 土砂災害の防止 2 警戒避難体制の整備

(1) 危険箇所の周知

市は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、 危険箇所マップの作成、広報誌、パンフレットの配布、説明会の開催、更には 現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて一 般への周知に努めるものとする。 地震災害対策編

第2節 地盤災害予防計画

第1 土砂災害の防止

2 警戒避難体制の整備

(1) 危険箇所の周知

市は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、情報の伝達方法、避難場所及び避難経路を記載した。危険箇所マップの作成、広報誌、パンフレットの配布、説明会の開催、更には現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項の周知徹底を図り、併せて一般への周知に努めるものとする。

※ 上記の内容は、風水害等対策編と統一し、スリム化する方向です

広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえた対策の強化(要修正) 風水害に強いまちづくりのソフト・ハードの整備

修正前

風水害等対策編

第2章 災害予防計画

第7 節 防災施設・体制等の整備計画

第2 款 防災施設の整備

第1 防災拠点等の整備

【防災危機管理課】

市は、自主防災組織の育成を図り、住民の生命、財産を保護する上で重要な役割を占める防災拠点施設等を整備する。

施設としては、平常時、住民や自主防災組織のリーダー等を対象とした地震や防災に対する知識・体験を深めるための啓発・教育施設等と災害時の資機材、物資等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、通信施設等で構成されるものとする。市は、備蓄拠点を設ける等の体制の整備に努め、生活の維持に必要な飲料水の供給についても施設の整備を進める。また、防災倉庫については日本赤十字社の協力を得て整備する。

風水害等対策編

第2章 災害予防計画

第7 節 防災施設・体制等の整備計画

第2款 防災施設の整備

第1 防災拠点等の整備

【防災危機管理課】

市は、自主防災組織の育成を図り、住民の生命、財産を保護する上で重要な役割を占める防災拠点施設等を整備する。整備に当たっては<mark>関係機関等と緊密な連携を図りつつ、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努め、</mark>施設としては、平常時、住民や自主防災組織のリーダー等を対象とした地震や防災に対する知識・体験を深めるための啓発・教育施設等と災害時の資機材、物資等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、通信施設等で構成されるものとする。市は、備蓄拠点を設ける等の体制の整備に努め、生活の維持に必要な飲料水の供給についても施設の整備を進める。また、防災倉庫については日本赤十字社の協力を得て整備する。

修正後

風水害等対策編 風-2-51

流山市

風-2-22

道路管理課

消防防災課

務所

地域防災計画

風水害等対策編

防災危機管理課

県東葛飾土木事

防災危機管理課

広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえた対策の強化(修正)

修正前

修正後

防災基本計画 (6-2-(8))

第5編 風水害対策編 第1章 災害予防 第4節 迅速かつ円滑な 災害応急対策. 災害復旧・復興

への備え 1 災害発生直前 対策関係 P136

(H27.7修正)

(2) 住民の避難誘導体制

(2) 住民の避難誘導体制

〇地方公共団体は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者、水防管〇市町村は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者、水防管理者、国〔気 ものとする。

理者,気象庁等の協力を得つつ,豪雨,洪水,土砂災害等の災害事象の特性,収集できる象庁等〕の協力を得つつ,豪雨,洪水,土砂災害,<u>高潮</u>等の災害事象の特性,収集できる情報を 情報を踏まえ,避難すべき区域や判断基準,伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する踏まえ,避難すべき区域や判断基準,伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。 特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど 実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

〇<u>地方公共団体は</u>、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を、土砂災害警戒情報等を用<u>〇市町村は</u>、土砂災害に対する住民の警戒避難<u>体制として、土砂災害警戒</u>情報が発表された場合 基準の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

いてあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。国は、この<u>に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するもの</u> とする。また、土砂災害警戒区域等を避難勧告等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒 情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まって いる領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲を あらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。国〔国土交通 省〕は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

(新設)

〇市町村は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のため のリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、 躊躇なく避難勧告を発令するものと する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

千葉県 地域防災計画 風水害編

第3章 災害応急対策計画

第3節 水 防 計 画

第4節避難計画

3 避難の勧告又は指示等(防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部)

- (1) 災害時における住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のた めに特に必要があると認められるときは、本節2(1)に掲げる者は、関係法令の規 定やガイドラインに基づき、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。
- (イ) 市町村長は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して 特に配慮するものとし、国が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイ ドライン」に基づき、避難準備(避難行動要支援者避難)情報、避難勧告及び避難指 示について判断基準を整備するものとする。

広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえた対策の強化(修正)

修正前

風水害等対策編

風水害等対策編 風-2-24

防災危機管理課

道路管理課 消防防災課

地域防災計画

流山市

県東葛飾土木事 務所

第2章 災害予防計画 第3 節 土砂災害予防計画 第2 警戒避難体制の整備 1 危険箇所の周知

市は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、土砂 災害危険筒所マップの作成、広報誌、パンフレットの配布、説明会の開催、更には現 場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて一般への周 知に努めるものとする。

また、崖に隣接する住宅地域が発生しないよう、開発行為又は土砂採取時において、 指導の徹底を図る。

修正後

風水害等対策編

第2章 災害予防計画

第3 節 土砂災害予防計画

第2 警戒避難体制の整備

1 危険箇所の周知

市は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、土砂 災害危険箇所マップの作成、広報誌、パンフレットの配布、説明会の開催、更には現 場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて一般への周 知に努めるものとする。

また、崖に隣接する住宅地域が発生しないよう、開発行為又は土砂採取時において、 指導の徹底を図る。

なお、特に、土砂災害については、 危険な急傾斜地から離れる方向斜面に対して直角方向に速 やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるも のとする。

地震災害対策編 地-2-16

防災危機管理課 道路管理課

消防防災課 県東葛飾土木事

務所

宅地課

地震災害対策編 第2章 災害予防計画 第2 節 地盤災害予防計画 第1 土砂災害の防止 2 警戒避難体制の整備 (1) 危険箇所の周知

市は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、危険 筒所マップの作成、広報誌、パンフレットの配布、説明会の開催、更には現場への標 識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて一般への周知に努め るものとする。

また、崖に隣接する住宅地域が発生しないよう、開発行為又は土砂採取時において、 指導の徹底を図る。

地震災害対策編

第2章 災害予防計画

第2 節 地盤災害予防計画

第1 土砂災害の防止

2 警戒避難体制の整備

(1) 危険箇所の周知

市は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、危険 筒所マップの作成、広報誌、パンフレットの配布、説明会の開催、更には現場への標 識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて一般への周知に努め るものとする。

また、崖に隣接する住宅地域が発生しないよう、開発行為又は土砂採取時において、 指導の徹底を図る

なお、特に、土砂災害については、 危険な急傾斜地から離れる方向斜面に対して直角方向に速 やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるも のとする。

※ 風水害対策編と地震災害対策編の文言は土砂災害マップと危険個所マップの標記のみが異 なるため、統一しスリム化する予定です。

風水害等対策編

災対本部事務局

風-3-88

河川班

自衛隊

流山警察署

広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえた対策の強化(要修正) 住民の避難誘導体制・避難勧告の運用について、市町村の責務を明確にしたもの

修正前

流山市 風水害等対策編 第3章 災害応急対策計画 地域防災計画

第5 節 避難計画

第3 避難準備情報及び避難勧告・指示等

1 避難準備情報及び避難勧告・指示

(1) 避難の基準

留意点

ア 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情 報交換する。

イ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあるこ とから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、近隣で災害が発生していないか等、 広域的な状況把握に努める。

ウ 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、避難行動の難易度(夜間や暴 風の中での避難)等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な 判断を行う。

エ 千葉県と気象庁による土砂災害警戒情報の運用が開始された場合は、これを避難勧 告の基準として活用する。

風水害等対策編

第3章 災害応急対策計画

第5 節 避難計画

第3 避難準備情報及び避難勧告・指示等

1 避難準備情報及び避難勧告・指示

(3) 避難の勧告・指示

ア 市長の措置(災害対策基本法第60条)

(ア)市長は、火災、崖崩れ等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等 の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難 のための立ち退きの勧告又は指示を行うものとする。

ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなっ たときは、市が実施すべき立ち退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を知 事が市長に代わって実施する。

(イ) 市長は、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が 作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、避難勧 告等の判断基準の策定に努める。

風水害等対策編

第3章 災害応急対策計画

第5 節 避難計画

第3 避難準備情報及び避難勧告・指示等

1 避難準備情報及び避難勧告・指示

避難の基準

留意点

ア 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換 する。

修正後

イ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、 関係機関との情報交換を密に行いつつ、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握 に努める。

ウ 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、避難行動の難易度(夜間や暴風の中 での避難)等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行う。

エ 千葉県と気象庁による土砂災害警戒情報の運用が開始された場合は、これを避難勧告の基 準として活用する。

オ 避難勧告の発令の際には、避難のためのリードタイム (避難場所までの移動時間) が少な い局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのよ うな事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

風水害等対策編

第3章 災害応急対策計画

第5 節 避難計画

第3 避難準備情報及び避難勧告・指示等

1 避難準備情報及び避難勧告・指示

(3) 避難の勧告・指示

ア 市長の措置(災害対策基本法第60条)

(ア)市長は、火災、崖崩れ等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命 身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退 きの勧告又は指示を行うものとする。

ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、 市が実施すべき立ち退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を知事が市長に代わって 実施する。

(イ) 市長は、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成し た「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、避難勧告等の判断基準 の策定に努める。

(ウ) 避難勧告又は指示及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は都道府県に 必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、 連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

風-3-91 災対本部事務局 河川班 流山警察署

風水害等対策編

自衛隊

1-3 避難準備情報の活用(1)(〇)

趣旨

広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえた対策の強化(要修正) 避難準備情報の発令による、風水害被害の防止

修正前

修正後

防災基本計画 (5-2) 第 5 編 風水害対策編 第 2 章 災害応急対策 P140

(H27.7修正) なお、〇第2編 2章「災害応急 対策」と同一 〇風水害による被害を軽減するためには,近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ,〇風水害による被害を軽減するためには,近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ,事前に 事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に,高住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に,<u>避難準備情報の</u> 齢者や障害者等,避難行動に時間を要する避難行動要支援者等が<u>迅速に避難できるよう,発令により,</u>高齢者や障害者等,避難行動に時間を要する避難行動要支援者の<u>迅速な避難や,風 避難準備情報の伝達を行うなど</u>,市町村があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど,市町村があらか 難支援を行うことが重要である。

千葉県 地域防災計画

風水害編

第2章 災害予防計画

第3節 土砂災害予防対策

2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備

(2) 警戒避難体制の整備等

市町村は、主として以下の項目に留意して土砂災害に対する警戒避難体制を整備するものとし、県は、これらについて市町村に対し、必要な支援を行なうものとする。ア 市町村は、土砂災害警戒区域等ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

また、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

イ 市町村は、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、土砂災害警戒判定メッシュ情報などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に避難準備情報、避難勧告等を発令する。

特に避難準備情報は要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、市町村は、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。

また、市町村は、これらについて、必要に応じて気象台、県等に助言を求めるものとし、県は災害発生の危険性が高まった場合、市町村に対してその状況を伝達し必要な情報を提供するとともに、平時から、気象台等の関係機関と連携して情報の利活用について助言・周知を図る。

1-3 避難準備情報の活用(2)(〇)

趣旨

広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえた対策の強化(修正) 避難準備情報の発令による、風水害被害の防止

修正前

風水害等対策編

地域防災計画 第3章 災害応急対策計画

第5 節 避難計画 風水害等対策編

風-3-87

流山市

第3 避難準備情報及び避難勧告・指示等 災対本部事務局 1 避難準備情報及び避難勧告・指示

河川班 避難の基準

表3-5-2 江戸川の洪水時における避難の基準 流山警察署

自衛隊 避難準備情報(災害時要援護者避難)

<u>災害時要援護者等</u>、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければなら

ない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。

災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難

行動を開始(避難支援者は支援行動を開始)。

上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。

風水害等対策編

第3章 災害応急対策計画

第5 節 避難計画

第3 避難準備情報及び避難勧告・指示等

1 避難準備情報及び避難勧告・指示

避難の基準

表3-5-2 江戸川の洪水時における避難の基準

避難準備情報(避難行動要支援者)

<u>避難行動要支援者等</u>、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段 階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況であり、計画された避難場所への避難行 動を開始(避難支援者は支援を開始)。

修正後

上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。

・風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等が避難行動を開始しなければならない段階 であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。

旨 趣

広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえた対策の強化

修正前 修正後

2 住民等の避難誘導

防災基本計画 (5-2)第5編

(新設)

2 住民等の避難誘導

〇市町村は、住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うにあたり、対象地域の適 切な設定等に留意するとともに、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をと りやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。

風水害対策編 第2章 災害応急対策 第1節 災害発生直前の 対策

P142

〇住民への避難勧告等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果〇住民への避難勧告等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手 に努めるものとする。

的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。特に、人口や面積 の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを 限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で 検討するものとする。

千葉県 地域防災計画

(H27.7修正)

風水害編

第2章 災害予防計画

第3節 土砂災害予防対策

2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備

(2)警戒避難体制の整備等

イ 市町村は、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発 生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、土砂災害警戒判定メッシュ 情報などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象 を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に避難 準備情報、避難勧告等を発令する。

特に避難準備情報は要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、 市町村は、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。 また、市町村は、これらについて、必要に応じて気象台、県等に助言を求める ものとし、県は災害発生の危険性が高まった場合、市町村に対してその状況を 伝達し必要な情報を提供するとともに、平時から、気象台等の関係機関と連携 して情報の利活用について助言・周知を図る。

ウ 市町村は、土砂災害警戒区域内において要配慮者施設が設置されている場合 は、当該施設に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情 報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する 避難支援体制の確立に努めるものとする。

エ 市町村は、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所につ いても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとす る。

広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえた対策の強化

修正前

流山市

地域防災計画

風水害編 風-3-90

防災危機管理課

河川課

下水道業務課

下水道建設課 流山警察署 自衛隊 風水害編

第3章 災害応急対策計画

第5 節 避難計画

第3 避難準備情報及び避難勧告・指示等

1 避難準備情報及び避難勧告・指示

(3) 避難の勧告・指示

ア 市長の措置(災害対策基本法第60条)

(ア) 市長は、火災、崖崩れ等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、 住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、 速やかに避難のための立ち退きの勧告又は指示を行うものとする。

ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき立ち退きの勧告又は指示に関する措置の全部 又は一部を知事が市長に代わって実施する。

(イ) (略)

(新設)

風水害編

第3章 災害応急対策計画

第5 節 避難計画

第3 避難準備情報及び避難勧告・指示等

1 避難準備情報及び避難勧告・指示

(3) 避難の勧告・指示

ア 市長の措置(災害対策基本法第60条)

(ア) 市長は、火災、崖崩れ等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に 危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの勧告又は 指示を行うものとする。

修正後

ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった ときは、市が実施すべき立ち退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を知事が市長に代わって実施する。

(1)

(略)

(オ)<u>避難勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。</u>

防災基本計画

(2-1-6-7)

各災害に共通す

迅速かつ円滑な災害応急対策。

災害復旧・復興

7 避難の受入れ

及び情報提供活

(H27.7修正)

第2編

る対策編

第1章 災害予防

第6節

への備え

動関係 P28

広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえた対策の強化(要修正) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定と日頃からの住民等への周知

修正前

〇市町村は、避難路及び避難先をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

〇市町村は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防 災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底 を図るための措置を講じるものとする。

(新設)

修正後

〇市町村は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等

への周知徹底に努めるものとする。 〇市町村は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練

〇市町村は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。<u>なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努めるものとする。</u>

○避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

流山市 地域防災計画 地震災害対策編 地-2-16 防災危機管理課 道路管理課 宅地課 消防防災課

県東葛飾土木事

務所

地震災害対策編 第2 章 災害予防計画 第2 節 地盤災害予防計画 第1 土砂災害の防止 2 警戒避難体制の整備

(1) 危険箇所の周知

市は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、危険 箇所マップの作成、広報誌、パンフレットの配布、説明会の開催、更には現場への標 識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて一般への周知に努め るものとする。 地震災害対策編

第2章 災害予防計画

第2 節 地盤災害予防計画

第1 土砂災害の防止

2 警戒避難体制の整備

危険箇所の周知

市は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、土砂災害危険 箇所マップの作成、広報誌、パンフレットの配布、説明会の開催、更には現場への標 識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて一般への周知に努め るものとする。

<u>なお、防災マップの作成にあたっては住民等も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努めるものとする。</u>

※ 風水害対策編と同様の内容のためスリム化する方針です。

地震災害対策編 地-2-101 防災危機管理課 各課 地震災害対策編 第2章 災害予防計画 第10節 調査研究計画 【防災危機管理課・各課】

地震による災害では、堤防の破堤、建物の流出や道路の冠水、斜面の崩壊などはある程度限定的な地域で発生する。このため、災害及び防災に関する調査研究機関との連携を図りながら、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、災害対策を総合的、効果的に推進していくものとする。

2 ハザードマップの作成・配布

地震災害対策の立案や公共施設の耐震強化等予防対策、住民の普及啓発のための資料として、市内の危険度評価等を行い、ハザードマップを作成することは効果的であり、防災関係機関の協力を得て実施していくものとする。また、ハザードマップにより明らかとなった震度分布、液状化危険地域等をもとに、避難場所、避難経路を選定していく。その実施は、基礎的調査研究の成果等を十分に活用し行うものとする。

地震災害対策編

第2章 災害予防計画

第10 節 調査研究計画

【防災危機管理課・各課】

地震による災害では、堤防の破堤、建物の流出や道路の冠水、斜面の崩壊などはある程度限定的な地域で発生する。このため、災害及び防災に関する調査研究機関や住民等との連携を図りながら、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、災害対策を総合的、効果的に推進していくものとする。

2 ハザードマップの作成・配布

地震災害対策の立案や公共施設の耐震強化等予防対策、住民の普及啓発のための資料として、市内の危険度評価等を行い、ハザードマップを作成することは効果的であり、防災関係機関<u>や住民等</u>の協力を得て実施していくものとする。また、ハザードマップにより明らかとなった震度分布、液状化危険地域等をもとに、避難場所、避難経路を選定していく。その実施は、基礎的調査研究の成果等を十分に活用し行うものとする。

1-4 適時適切な避難行動等(2)(〇)

趣旨

広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえた対策の強化(要修正) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定と日頃からの住民等への周知

修正前

修正後

風水害等対策編 風-2-3 防災危機管理課

指導課

風水害等対策編 第2 章 災害予防計画 第1 防災広報の充実

第1 節 訓練及び防災知識の普及計画

実施方法
力 学校教育

(ア) 児童生徒に対する防災教育

(略)

また、市域は海に面していないが、外出先などで高潮被害に遭う可能性もあることから、高潮に関する防災教育を行う。

風水害等対策編第2章 災害予防計画

第1 節 訓練及び防災知識の普及計画

第1 防災広報の充実

2 実施方法 カ 学校教育

(ア) 児童生徒に対する防災教育

(略)

※ 津波に関する防災教育について削除してもよいと考えるが協議したい

流山市

風-2-24

道路管理課

消防防災課

務所

地域防災計画

風水害等対策編

防災危機管理課

県東葛飾土木事

地震災害対策編

防災危機管理課

コミュニティ課

高齢者いきがい

地-3-75

市民課

推進課

保育課

介護支援課

健康増進課

障害者支援課

子ども家庭課

広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえた対策の強化(要修正) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定と日頃からの住民等への周知

修正前

第2章 災害予防計画 第3 節 土砂災害予防計画 第2 警戒避難体制の整備

【防災危機管理課・道路管理課・消防防災課・県東葛飾土木事務所】

1 危険箇所の周知

風水害等対策編

市は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、土 砂災害危険箇所マップの作成、広報誌、パンフレットの配布、説明会の開催、更 には現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて 一般への周知に努めるものとする。

地震災害対策編

第3章 災害応急対策計画

第5 節 避難計画

第1 避難方法

【災対本部事務局・避難誘導救援班】

地震発生時の避難方法は、次のとおりとする。

(1) 自主避難又は避難準備情報、避難勧告・指示の発令による避難 地震発生後、火災や崖崩れ等の危険が迫り、住民の自主判断で避難が必要な状況 が発生したり、避難準備情報が提供された場合は、避難行動を開始するか、もし くはいつでも避難できるよう態勢を整える。さらに、地震によって自宅が全半壊 したり、避難勧告・指示が発令された場合は、速やかに避難行動を開始する。

流山市 地域防災計画

防災危機管理課

市民課

推進課

健康増進課

風水害等対策編 風-3-85 河川課 コミュニティ課 高齢者いきがい 介護支援課 障害者支援課 子ども家庭課 保育課

風水害等対策編

第3章 災害応急対策計画

第5 節 避難計画

第1 避難方法

【災対本部事務局・避難誘導救援班】

災害発生時の避難方法は、次のとおりとする。

(1) 自主避難又は避難準備情報、避難勧告・指示の発令による避難 火災や崖崩れ、浸水等の危険が迫り、住民の自主判断で避難が必要な状況が発生 したり、避難

準備情報が提供された場合は、避難行動を開始するか、もしくはいつでも避難で きるよう態勢を

整える。さらに、避難勧告・指示が発令された場合は、速やかに避難行動を開始 する。

修正後

風水害等対策編

第2章 災害予防計画

第3 節 土砂災害予防計画

第2 警戒避難体制の整備

1 危険箇所の周知

※ 地震災害対策編と同様の内容のためスリム化する方針です。

地震災害対策編

第3章 災害応急対策計画

第5 節 避難計画

第1 避難方法

【災対本部事務局・避難誘導救援班】

地震発生時の避難方法は、次のとおりとする。

(1) 自主避難又は避難準備情報、避難勧告・指示の発令による避難

地震発生後、火災や崖崩れ等の危険が迫り、住民の自主判断で避難が必要な状況が発生したり、避難 準備情報が提供された場合は、避難行動を開始するか、もしくはいつでも避難できるよう態勢を整え る。さらに、地震によって自宅が全半壊したり、避難勧告・指示が発令された場合は、速やかに避難 行動を開始する。なお、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所へ の移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことが かえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所へ の移動又は屋内での待避等を行う。

風水害等対策編

第3章 災害応急対策計画

第5 節 避難計画

第1 避難方法

【災対本部事務局・避難誘導救援班】

災害発生時の避難方法は、次のとおりとする。

(1) 自主避難又は避難準備情報、避難勧告・指示の発令による避難

火災や崖崩れ、浸水等の危険が迫り、住民の自主判断で避難が必要な状況が発生したり、避難 準備情報が提供された場合は、避難行動を開始するか、もしくはいつでも避難できるよう態勢を 整える。さらに、避難勧告・指示が発令された場合は、速やかに避難行動を開始する。なお、避難勧 告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避 難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむ を得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行 う。

5-1 各対策に関する具体的な実施主体の明確化(O)

趣旨

実施主体の明確化(要修正)

	修正前	修正後
防(2-2-3) 第各る第災第災次害急 (2-2編 本計) (2-2編 (2) (3) (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	2 施設・設備等の応急復旧活動 (3) 住宅の応急復旧活動 <u>〇地方公共団体</u> は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災 しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進す るものとする。	2 施設・設備等の応急復旧活動 (3) 住宅の応急復旧活動 <u>○市町村(都道府県)</u> は,必要に応じて,住宅事業者の団体と連携して,被災しながらも応急対策をすれば居住を 継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。
千葉県 地域防災計画		
流山市 地域防災計画 地震災害対策編 地-3-173 都市計画課 建築住宅課 宅地課	地震災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第12節 公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画第3建物の応急対策 3住宅の応急修理計画 (1)実施機関 ア イ ウ エ	地震災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第12節 公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画第3建物の応急対策 3住宅の応急修理計画 (1)実施機関 ア イ ウ エ オ 市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住 宅の応急修繕を推進するものとする。
風風-3-185 黒風-3-185 神楽地書画ー 強速地書画ー 推改政事 が変を が変を が変を が変を が変を が変を が変を が変を	風水害等対策編 第3章 災害応急対策計画 第12節 公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画第3建物の応急対策 3住宅の応急修理計画 実施機関 アイウェ	風水害等対策編 第3章 災害応急対策計画 第12 節 公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画第3 建物の応急対策 3 住宅の応急修理計画 実施機関 ア イ ウ エ オ 市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住 宅の応急修繕を推進するものとする。 ※ 地震・風水害同様の内容が記載されており、スリム化の方針です。